

「大分県下近世初期より
明治四年までの所領交換事例について」

高 原 三 郎

一 はじめに

これはさきに本誌に発表した分知・化粧料の事例や、一村数藩所属事例の調査に続く県下の小藩分立に関する一連の資料蒐集である。標題の期間中の換地事例十六と参考例四とを紹介し、その特長を考察したもので、もちろん筆者の目にとまったものに限られているので、これ以外にもあることが予想される。見逃した未知の事例や、解釈の過誤に御叱正御教示を賜れば幸いである。

二 事例

1 慶長六年（一六〇二）森・久留島藩の替知移封

佐伯藩文書（S18）の、慶長六年九月七日、片桐市正（且元）等から来嶋右衛門市（康親）にあてた豊後国之内御知行目録には「日田郡（十一ヶ村・略二村名・高一）三、八〇二石三九、玖珠郡（八ヶ村・同上）八、一六五石四三三、速見郡（二村・同上）二、〇三三石一八六、計（二十一ヶ村）一万四千石 右為二豫州替知一被レ遣候間、可レ有二御知行一候。御朱印重^{ネテ}而申^シ請^ケ、可レ進^レ之候。以上」とある。この間の事情を「藩翰譜」は「来島氏は河野氏の一族で、来島助兵衛が

天正十三年に伊豫で一万四千石を豊臣秀吉から本領として賜った。朝鮮の役に海路の先陣として活躍、慶長二年朝鮮で戦死。その子康親が家を継ぐ。慶長五年西軍の為に海上で戦う。……然らんには、如何に申し開きて本領安堵せしにや。いかさまにも故あるべし。」と書かれている。一説によると関ヶ原役後、収封されて一時浪人したが、康親の妻が福島正則の養女であったので、正則が仲介の勞をとって、本領を安堵してもらい、その代りに祖先以来活躍してきた瀬戸内海や伊豫から、豊後の山奥に左遷されたのであろうとのことである。それにしても佐伯藩文書中、この間の事実を「替知」として片桐且元が表現しているのは誠に意味深重である。

2 有田郷四千石と日田、玖珠両郡秀吉蔵入地との替地

佐伯藩文書（S19）に、慶長六年九月廿三日（付で）、毛利高政に、「當座の御蔵入として、玖珠郡内一二、八八二石三五と日田郡内一五、〇七〇石八四計二七、九五三石一九を御知行あるべし。」という文書がある。これは日田郡有田郷三、八〇二石三九を森藩来島康親に譲った替地として、両郡の秀吉直轄地を預けられたものと考えられる。領地を削られた代償として、秀吉直轄地の管理を仰せつけられた事例である。玖珠郡史によると、この預地は、これから元和元年（一六一五）石川純輔に譲るまで十五年間高政がこの代官を務めたとある。

3 有田郷四千石を来島に譲り、保戸、赤河内、戸次十九村は毛利高政領となる記事

十時英司氏の旧藩領域図P61の佐伯藩の部に「慶長六年来島康親に、有田郷四千石をゆずる。保戸・赤河内・戸次庄十九村毛利高政領となる。」と記されている。いかなる史料に基づいたものか、今となっては確かめようもないのが残念である。保戸、赤河内は今の津久見市保戸島と津久見浦のことで、二者とも第四項でも確認されるように、これ以後ずっと毛利領で問題はない。戸次庄十九ヶ村は、第四項で慶長六年六月までに臼杵領に換地されるので、来島入封の二月から四ヶ月ほだけ毛利

領であったという事であつたらうか？　今までのところ、戸次庄十九ヶ村が一時でも毛利領であつたという証拠は、この記事以外に接していない。

加島英国（曰杵藩）の温故年表録によると「慶長六年七月戸次庄十九村を府内城主早川主馬頭長教領地から」とあり、少くとも「戸次庄十九村が毛利高政領から稲葉領に替つた」とは書かれていない。

4 慶長六年（一六〇一）曰杵稲葉藩の肥後藩、佐伯藩との換地

稲葉家譜卷八、加藤家伝、加島英国の温故年表録等により、佐賀関町史（P一九五）は次のようにまとめてある。

「曰杵藩稲葉領のうち

(1)海部郡大佐井・佐賀関（七ヶ村九六五石余）を加藤清正領に。清正の請訟による。(2)保戸島、赤河内（津久見）、床木を毛利高政領に。

これらの地として

(3)戸次庄十九ヶ村を稲葉貞通に賜う。」

右のうち、海部郡大佐井、佐賀関（七ヶ村九六五石余）の数字は次項で見ると納得がいかなない。大佐井は今の大在である。海部郡の肥後領は正保四の郷帳、元禄十四の見稲簿ともに、二十二ヶ村七、五四一石四斗二升六合となっている。

温故年表録によると「慶長六年七月大分郡之内六千石戸次庄十九村府内城主早川主馬頭長教領地を典通に賜う」とあり、典通は六千石を加賜され、貞通はその前年慶長五年十一月朔日海部郡大野大分三郡之内四万石を賜っている。慶長五年十二月十五日に貞通公は曰杵城に初入した。次項のように典通に賜つた六千石と戸次庄十九ヶ村の父貞通の換地は別と考えられる。

なお元禄見稲簿によれば、戸次庄稲葉領は次の通りで、五、七一二石余（約六千石）である。

吉野地区 福良（三八〇石余）、宮尾（三〇四）月形（二九三）辻（二五七）志津留（三五九）長小野（八六三）原

(三二五) 上戸次地区 川原(三一) 上り尾(一一八) 影ノ木(七四) 大塔(七七) 利光(二七一) 中戸次地区 市(四三四) 川床(三六九) 佐柳(三六八) 下戸次地区 備後(三三六) 楠木生(四八四) 小津留(二七六) 大内(九三)

5 稲葉典通濃尾六千石の代地を豊後国大分郡内に賜わること(慶長六年七月)

稲葉家譜卷八の記事によれば次の通りである。

「慶長五年十一月稲葉貞通は太田飛騨守一吉の關所(十・十四国除)の跡の、豊後国臼杵庄丹生島城と采地四万石を賜った。ところが美濃における貞通・典通の父子本領は四万六千石であったので、伊勢尾張の内の典通の所領食邑六千石の代地がないことになった。慶長六年四月貞通父子は伏見城において、典通の采地六千石が裁許洩れとなることを恐れ、秀吉から与えられた朱印状を捧げて訴えた。調査の結果事実であったので、片桐且元と大久保十兵衛長安兩名が家康の命により「大分郡の内において六千石——そのうち四千石は在阿南植田両庄のうち、其の余二千石は何地なるかを知らず——を賜ひ、加うるに去年の賦税米を以てす。」とある。片桐、大久保兩名の書状は代官早川主馬頭長教宛となっており、日付は慶長六年七月廿六日となっている。」

その書状には「豊後国大いた郡内高六千石稲葉彦六殿(典通)へ、去年物成共に被下候而、其在所之納所分御算用候而御渡可レ有レ之候。其為に申候。以上。」とある。

大分郡内六千石中の二千石はおそらく高田庄内臼杵領の横尾、葛木、猪野、小池原、森、森町、家島等で、元禄帳では三千石となっている。早川氏が慶長六年七月まで大分を支配していたのであろうか、疑問は残っている。

6 慶長六年加藤清正の肥後国内との替地

「加藤家譜」「稲葉家譜」等をもとにつくられた佐賀関町史や熊本県の歴史(山川)には「慶長六年関ヶ原役後清正は肥後

国一國を賜わり、新に天草郡四、二万石を与えられたが、これを断つて返上し、そのかわりに豊後国直入郡、大分郡、海部郡のうち六十三ヶ村二〇、一〇八石余を賜った」とある。秋田書店の「藩史事典」熊本藩の記事には「関ヶ原の役後清正は球磨を除く肥後五十二万石の国主となった。二年後清正は天草と豊後の一部を替地。」とある。その理由として清正は熱烈な法華信者であり、切支丹の多い天草を避けたという。天草は寺沢広高領となり、その子堅高は島原の乱の責を問われ自殺し家名断絶した。清正に先見の明があったといえよう。

豊後国の肥後領の概略を紹介すると

直入郡のうち二ヶ村久住村（一、三六九石余）白丹村（一、一四〇石余）計二、五一〇石余

大分郡のうち三九ヶ村一〇、〇五六石余 野津原手永（野津原、胡摩鶴、入蔵、吉熊、辻原、岡蔵、矢野原、原、酒野）。中村（谷）手永（筒口、五ヶ瀬、大龍、篠原、谷、田野小野）高田、冬田手永（高田庄、鶴崎、寺司、国宗、堂園、関門、常行、南、鶉河瀬、上徳丸、下徳丸、鶴、迫、志村、小中島。戸次庄、門前、嶺（中戸次飛地）冬田、竹中、岩上、伊予床、高城、中野、中牟礼、弓立）

海部郡のうち 二二ヶ村 七、五四一石余（大佐井郷 大西、角子原、北村、横田、政所、浜村、竹下、城ヶ原、佐賀郷市村、木田、上野、細、木佐上、神崎、大平、大志保木、小志生木、古宮、関、白木、田浦、一尺屋）

これら豊後国肥後領は、肥後街道といわれる陸路の官道と、鶴崎港佐賀関港の二港で、参勤交代通路を確保することにあつたといえよう。俗に肥後の殿様は他藩の土を踏まずに乗船できるとまで言われたが、これはやゝ誇張に過ぎる。今も大分郡全市に残る石畳道や、久住町や今市や鶴崎に残る茶屋跡、鶴崎の日蓮宗法心寺の建立等が当時の盛況を物語る。古老の言によると、この肥後街道は見通しがよく、地震や水害を受けたことの少いもともと合理的な自然環境を備えた経路を通過しているといふ。

なお、この禄高を見ると、大分県の歴史（山川）や大分県政百年史では肥後領の総高、二三、四〇〇石とあり、明治二年藩

簪奉還の時の記録では、肥後細川領三六、〇三一石四九三八二と記されている。(天領預地を含むか)

島原領四、二万石は苛酷な検地によるもので、島原の乱は百姓一揆であるとの論もある。島原の深溝松平氏が天草を預った時の高は二、五万石となっている。豊後の肥後領と大差ない高である。

7 佐伯領(青江)警固屋と臼杵領(青江)井牟田・鬼丸の一部、奥河内との交換

佐伯郷土史P一九、臼杵史談一一号の二村溪友氏の「青江、奥山論争」によると「慶長六年九月十日臼杵稲葉貞通公の希望により佐伯領津久見村下青江の警固屋港(高六九石余)を入手し、代りに下青江の井牟田村(高なし村)上青江の鬼丸の一部(高九石余 臼杵領として五石余残す)、奥河内村(高なし村)の三村の臼杵領を毛利領とした。」とある。久多羅木儀一郎氏は徳川家康の命によるとされている。

この交換により上青江地区では両藩が寛永一八(一六一三)年から延享四年(一七四七)にわたり、刈畑と炭焼の利権をめぐる奥山論争が長く続くこととなった。

なお「4」でとりあげた臼杵領保戸島、赤河内(津久見)、床木を佐伯領に、海部郡内の一部を肥後領に渡した分との代り戸次に十九ヶ村六千石の代替を賜ったのと、どういう関係にあるか史料的には決定し難い。慶長六年と年号は一致しているので、おそらく同時か、少くとも引続いて行われたものと考えて差支えないと思う。

8 日出庄南仁王青柳村の森領の飛地の換地

日出図跡考(4)南仁王の項に「惣郭内 一 日出御城は日出庄南仁王の内青柳村なり。青柳村の内に古より森領飛地あり。森領頭成村の内に日出領の飛地ありしが、御城築之差支に成に付、御双方御相談にて替地に成という事津島村の覚書にあり。……其の節青柳村の百姓は日出浜、川崎小深江、日出村、南藤原之内に移る。……」

一 旧記に曰く慶長六年延俊公御入国藤原村に御住居なり。新に城地御取立可被成旨上意を蒙り給ひて城地を御見立被成、日出城を築き給う。縄張は細川三斎公の由・・・その頃の日出は民なし。二の丸の海手を青柳村というて百姓数人居住す。其者共には代地として上町にて屋敷を下し給う。今は町家にうつりて、何れも郷中に移ると云へり。」

森領の飛地は正保四年の豊後国郷帳によると「辻間村が（日出領分八五一石余）森領分七〇八石余とその支村頭成町（七五石余）同市坂村（一一一石余）同日野村（二八石余）」とある。日出凶跡考の記事はユニークさを以て知られるが、日出城を築城した城中にあたる地に森領の飛地があったとは考えにくい。森久留島領は本貫の玖珠郡日田郡と豊岡附近の外には別府市の鶴見村北中村が記録にあるだけである。

ちなみに、日出木下氏も森久留島氏も豊後入国はともに慶長六年即ち関ヶ原役の後である。

9 杵築領（大神）八代村と日出領（八坂）山中村との換地

この換地については、現地に伝承されているが、その年代に諸説がある。

大神凶跡考P四九に「慶長六年（一六〇一）八代村日出領となる。」とある。慶長六年は木下延俊が日出に就封した年で、木村は慶長四年（一五九九）九月細川領となっているので、細川木付領（木付城代管理）八代村が日出領に、日出領（八坂）山中村が細川木付領と交換されたこととなる。

元和八年（一六二二）六月十日の小倉（細川）藩人畜改帳五豊後国速見郡内木付分の部に「山中村 六五石余」と出しており、かつて日出領であったと伝えられる山中村は、明らかに木付領となっている。

地元の工藤覚次氏の八坂村郷土史によると「交換は享保五年（一七二〇）から寛延二年（一七四九）の間の事」とあり「もと日出領山中村は八代村と交換されて杵築領となる。延享四年（一七四七）から寛延二年までの二年間に亘る日出、杵築境論の時、杵築領のため大いに尽せり。」とある。

なお正保郷帳には「日出領八代村 一七九石余」はあるが、山中村の名は見えず「杵築領は八坂庄として上庄、下庄、上八坂、下八坂、年田、真那井六村」があげられている。元禄見稱簿では「日出領八代村 二〇九石余 杵築領 山中村五四石余」と出ている。

10 久住白丹と律（モグラ）原組との替地

北村清士氏の著「百姓一揆」の「岡藩石高の変動―御取箇の増減之事」の項の一二九頁に「文禄二年岡藩の御朱印帳に上げられ、慶長六年の御知行目録に見えないものとして 一、千三百六十九石六斗九升 直入郡久住名 一、二千八百七十二石八斗 同 田北名とある。次に文禄二年御朱印帳に見えず、慶長六年の目録にあるものとして、一、千八百七十二石六斗一升 直入郡律原組とある。」そしてその説明として次に「久住白丹、先年御領分にてこれあり候処、律原組と御替地にあいなり候処、申し伝えこれあり候えども、（たしか）なる儀はあい知れず。田北組も先年御領分にてこれあり候えども、いかようの訳にて御料にあいなり候や、あい知れず候。」と記されている。

律原組は萩町の西北部もと萩村地区で、正保郷帳では藤原郷十七村一、一五三石余、元禄郷帳では律原組の十七村として出ている。慶長六年以前この地は岡領でなく、肥後藩の飛地か豊臣御蔵入地でもあったのだろうかと考えても他の資料からは全く知ることが出来ない。なお肥後領久住、白丹（添ヶ津留は岡領）はともに二、五一〇石六〇一となっている。田北の地は今の直入郡直入町上田北の地で、御料↓豊後高松藩松平左近将監領↓御料となっているが、この記事以外に岡領から御料に移ったとの資料に接しない。以上相当な疑問点はあるけれども、北村氏の中川藩関係史料からの記事を紹介した。

11 岡領萩原村と三佐村海原村との換地

中川史料集P一一〇「文禄二年十一月十九日（中川秀成公）秀吉公御朱印 豊後国六万六千石御頂戴。」文禄三年入封。

同P一六「文禄三年八月廿五日 今津留村御拝領、同所沖の浜御船着となる。依って太閤より御書。豊後国大分郡内今鶴村四百六拾式石五升事・・。」とある。

同P一二「文禄五年（一五九六）閏七月十二日（十月二七日改元して慶長元年となる）大地震。船奉行柴山勘兵衛重成は稀有にして死を免る。」とある。これより岡藩の船着場は萩原村に移る。

松平忠直卿は元和九年（一六二三）から慶安三年（一六五〇）の死に到るまで二十七年間豊後にちつ居。初め萩原村、後寛永二年（一六二五）に津守（富岡）村に移り住む。その（監視）御番役は府内藩主竹中重義（次）が寛永十一年（一六三四）まで、その後は日根野吉明が務めた。このため、同P二〇五に「元和九年三月八日 越前宰相忠直卿御住所に相成に付、御領分萩原召上らるる間、竹中采女重次様へ相渡すべく、替地の儀は萩原近辺公料の内にて、相望むべき旨江戸に於て仰せ蒙らる。」とある。またP二〇七に「日欠」萩原替地として、乙津村御拝領（注）故有って御請取なく海原に替る。」同P二〇八に「一、八月（日欠）乙津村拝領の儀には、竹中家へ掛合に及ぶ。然る所、乙津村は彼方領分中に依って事済す。」（八月）九日竹中様より此節御当家御上げ地の内、中津留村の内にて萩原の御替地に御渡しなさるべき旨仰せ下さる。」（八月）二十五日萩原の御替地中津留村は思召これあり。先づ御見合なさるべき旨京都より仰せ下さる。」とある。更に同P二〇九に「（日欠）萩原替地として三佐海原御拝領京都に於て仰せ蒙らる。」閏八月二十三日三佐海原地面受取」とある。

この結果を正保郷帳でみると「（高松）松平左近将監領 今津留村（一〇一石余）中津留村（二七八）花津留（二六）牧（二二八）萩原（一〇四）（岡）中川内膳正領 三佐村（一五二）海原村（一〇八）」となり、元禄見稻簿では「（府内）松平対馬守領 今津留村（一〇一）花津留（二六）牧（二二八）萩原（一〇四）（中津留欠） 岡領 三佐村（一五二）海原村（一〇八）」となっている。交換の石高は、正保郷帳で七三七石对二六〇石余でまことに大らかである。

重松義胤の安心院記（安心院町史P一八二）によると「奥平氏の時、中津領（西馬城）正覚寺村、平ヶ倉村（佐田）房ヶ畑村の三村と、当時天領であった（安心院）妻垣村、上庄（莊）村、下庄（莊）村の三村とを交換した。」とあるが、具体的な年の記録がない。ただ妻垣等が天領になったのは元禄十一年（一六九八）で、中津藩前小笠原氏が所領没収のあと、中津藩後小笠原氏四万石と半知になり宇佐郡、下毛郡にかなりの幕領が生まれた。なお奥平氏の中津藩入封は享保二年（一七一七）であるから、交換はこの年以後のことである。

元禄十四年豊前国絵図により関係村の石高を記すと「妻垣村三八七石余、上庄村一八六石余、庄（莊）村三三〇石余、中津領房ヶ畑村二二三石余、正覚寺村二五九石余、平ヶ倉村二三〇石余」となり、前者が九〇三石余、後者が七二一石余で厳密な等高地ではない。また何のための交換か不明である。なお安心院町史によると、中津領となった妻垣等は苦難に陥るとあり同情されている。また安心院地方の幕領は大部分島原領となった（寛文九年||一六六九）ので、佐田地区では最後まで幕領であったのは房ヶ畑村のみであった。なお平ヶ倉全部と正覚寺・熊村の一部とは昭和三十年合併のとき安心院町に境界変更をした。

13 島原藩預地一万四千余石の換地

「深溝松平氏の島原藩は寛政十一年（一七九九）七月十七日老中の命により、托地として大分郡二千余石、速見郡一万二千余石計一万四千余石を、高松代官浅岡彦四郎より受けついで。慶応三年（一八六七）三月朔日、老中の命により、島原藩預所の豊後国速見大分兩郡の地を細川越中守（肥後熊本藩）に属せしめ、これに換うるに、西国郡代窪田治郎右衛門の管轄地たる肥前国松浦郡を以てす。」

以上は酒井富蔵氏著「豊後高田市誌」と杉本 勲氏編「九州天領の研究」と十時英司氏「旧藩幕領図島原藩P六三」の資料によった。

島原市公民館の松平文庫の「文化元年肥後天草八代豊後大分速見郡子御成箇郷帳」によれば、豊後国の島原藩預地は、「豊

後国大分郡十一村（村名・高省略）小以高三、一七三石四一九 同速見郡三六村（村名・高省略）小以高一、二六九石六六
二五二） 豊後国合一四、四四三石〇八一五二」と明記されてある。

14 小倉小笠原領小祝・高浜（吉富町）と中津奥平領佐井川以西の直江分、土屋分、別府分の換地

寛永九年（一六三二）細川氏が肥後に転封後、小倉、中津、龍王、木村（杵築）に小笠原系四藩が形成された。当時山国川は今の中津城と小祝島との間が本流で正保年中までは小犬丸、小祝との間は平地の陸続きであった。広池千九郎の中津歴史上P二四に「毎々の洪水にて高浜小祝間離れ島の如くなる。・・・明暦元年（一六五五）の大洪水にて押切る。寛文の時（吉富町史では九年（一六六九））一条の大河生ず。明治二十二年（一八八九）の大洪水にて本流となり、旧本流は支流となり瀧潮に非ざれば漁舟をも通じ得ず。」とある。

吉富町高浜の辺は古来京泊といわれた良港であり、島原の乱の出兵もここから行われ、西北方岬端には中津藩の遠見番所も設けられていた。年の経過とともにかつての芦沼は塩浜となり田畑となり開発が進むに従い論地を生じた。中津藩としては本城の川一つ隔てた三〇四百米の眼下の小祝島の所有を熱望し、旧本流の埋没につれ京泊の独占も必要となった。文化七年正月廿二日の伊能忠敬の日記に「小祝浦枝若山、人家二十余軒即小祝浦村出在家、地所は論地なり。・・・」とある。この小祝の地所争いは「中津歴史」によれば「貞享三年（一六八六）」のこととある。

吉富町史P七一や扇城遺聞P六五八に「高浜論所一件に云」として「小倉小笠原、中津小笠原は近き御間柄故御頓著も無之被指置候」とある。小祝はもともと仲津郡今井村の人が移り住んだのにはじまり、小今井、後に小祝となった。その小祝には田畑がなく漁民部落であるから小倉領と認めたようであるが、その西の高浜の方は、小犬丸の開いた塩浜や、小祝、小犬丸から移住の人々が開いた畑もあることから論争の種となり、のち中津藩も高浜の人家のある所は小倉領、他は中津領として年貢などを取立っていたが、論争が絶えず次の替地が一時行われた。

そこで両藩協議の上で、内証で高浜全体高五十石を中津東土佐井高五十石と替えることになった。論所一件に云、「寛文年中土佐井と小祝（高浜）御替地に相成候（小笠原内匠頭長勝の時）。貞享年間土佐井、小祝御替戻云々。（小笠原長胤の時）」とある。（吉富町史P七一）

小倉藩が宇島築港をした文政五年には、宇島若町に小祝、高浜の漁家の半数ほどが移住した。（町史P九〇）

吉富町史P一〇〇）一〇五や広池千九郎の中津歴史（下）P一九に「慶応三年夏中津小倉両藩相約して幕府に請い、肥後細川家の幹施により同年十一月八日是を交換し十二月四日全く手続が終った。中津藩は費用数万両を要したという。」とある。中津方より小倉の方に差出した書類の要点を次に抄書してみた。

取替申一札事

一、当御領分上毛郡直江村之内、土屋垣村之内、別府村之内御合給にて佐井川中央を境西手之分共

御領分同郡小祝村 高浜御替地之儀御懇談相整、御双方様より御願立ニ相成、今度御願之通被仰付候ニ付、左ノ通り相極候

一、高式百五拾石式斗八升五合 小祝村 高浜之分共本新田畑分 但天保九戌年御届帳前

内 五拾石壹斗八升七合 小祝村所領高郷村帳前

又内 貳拾石 直江村之内にて御渡高分

拾五石 土屋垣村之内にて御渡高分

拾五石壹斗八升七合 別府村之内にて御渡高分

ノ辻（小祝村高と三村御渡高分合計は全く同じで相殺となる。）

一、六拾四石壹斗九升貳合壹勺 但新田畑当時地式在之分

一、百三拾五石九斗九升八合 但右同断海成、川成、荒地等にて当時地式無レ之中津冠高之分

式百石九升八合 小祝村 高浜分新地改出ニテ御届帳面

内 一、 五拾九石式石八升壹合四勺 直江村之内ニテ御渡高分

一、 八拾石壹斗六升壹合五勺 土屋垣村之内ニテ御渡高分

一、 六拾式石六斗式升七勺 別府村之内ニテ御渡高分

差引 壹石九斗六升五合六勺 別府村之内 但御替地之砌御過高之分中津冠の高ノ

要約すると、小倉領より中津領へなる分は「五〇石一八七〇」と「二〇〇石〇九八〇」の合「二五〇石二八五〇」で、中津領より小倉領へ御渡高分の「五〇石一八七〇」と「二〇二石〇六三六」の合「二五二石二五〇六」を比べると、「一石九六五六」分だけ差引余分に渡したことになる。なおその上に次のような付帯条件を認めている。

一、 佐井川橋之儀は御双方より掛方可レ致処今度御懇談之上当方ニテ掛方一切引受可レ申候事。

一、 当御領傍示石文是迄建置候分此度佐井川東手江相移候

御方傍示石文は佐井川西手ニ御移御建て相成候事

一、 小祝宇島入会漁業致候儀・・・

(以下略)

これほどまでに譲歩し、不利な付帯条件をつけて小祝高浜を入手したのであるから、中津側としてはよほど小祝、高浜がほしかったのである。

扇城遺聞や下毛郡誌によると、これほどまでに苦心して入手した中津奥平領の小祝、高浜は、廃藩置県の後、上毛郡高浜村に再び所属することになった。しかし、明治二十九年三月三十日法律第五十六号をもって大分、福岡県境が変更され、高浜村を廃し、小犬丸等は東吉富村に加わり、山国川以東の小祝島は大分県中津町に編入され、現在の県境が確定された。

15 大分県下の延岡領飛地と宮崎県下の幕預との明治二年の交換

慶應三年（一八六七）十月十四日徳川慶喜大政奉還。慶應四年一月十日天領没収布告。同閏四月二十一日府県制とす。同年閏四月廿五日大分県下の天領日田県となる。同日日向国内の旧天領は富高県となる。同年八月十七日富高県を日田県に合併す。明治二年二月廿二日大分県下（豊後国）にあった旧延岡藩の飛地八四ヶ村二万六百三十石余を日田県に渡し、宮崎県下（日向国）にあった日田県（旧富高県）二九ヶ村三万六千余石を延岡藩に譲渡した。（宮崎県の歴史（山川）P一八一）

この交換の結果、明治二年版籍奉還後、旧藩主は新政府の藩知事に任ぜられたが、大分県下には延岡藩はなくなったので、大分県では延岡県の名は見られぬままであった。

なお交換された旧延岡領の内訳は明治大学の「譜代藩の研究」によると次の通りである。

豊後国	大分郡	三五ヶ村	一〇、〇三八石余
	国東郡	三三ヶ村	七、六二一石余
	速見郡	一六ヶ村	二、九七一石余
	計	八四ヶ村	二〇、六三〇石余

明治新政府の意向で、石高よりも地域をまとめることを主に考えられた交換であった。本来は明治政府になっての県境変更であるが、維新直後で、江戸時代の藩領制との関係が深いので便宜上ここで取扱った。

16 対馬・巖原藩の下野国内領と交換に豊前国宇佐郡下毛郡内に巖原藩領設定

対馬（つしま）藩は府中藩と称していたが、明治二年八月七日巖原（いづがはる）藩と改められた。宗氏が藩主で、十萬石格の大名であったが、江戸期後半に至り、朝鮮貿易の不振と朝鮮通信使接待で困窮した。文政元年（一八一八）に従来の所領対馬一国と肥前国田代領一二、八〇〇石の外に、筑前国怡土郡、肥前国松浦郡、下野国安蘇都賀二郡の各郡の内において二万

石を特別に加増された。

明治二年版籍奉還が行われ、幕藩体制下の大名は、明治新政府の藩知事となった。ところが、下野国安蘇都賀郡内の巖原藩支配地をとりあげて政府直轄の日光県に編入した。その代替地として、明治三年四月二二日に、豊前国下毛郡の旧天領二十一ヶ村一、二六八石（日田県支配）と宇佐郡の天領のうち七ヶ村四、二〇二石（日田県支配のうち、今成・石田・城・四日市・森山・東高家の各村）が巖原藩に所屬換えされた。以上は長崎県の歴史（山川）や、大宇佐郡史論等によったが、数字は資料により異なるようである。下毛郡誌や耶馬溪町史のような下毛郡関係資料では、旧時枝領の秣三村（上秣・下秣・西秣）の千七百石をも巖原藩に換えられたとある。福岡県史資料第四輯の「豊前国旧租要略P五六九の小倉県設置」の資料に「下毛郡・日田県三ヶ村元時枝領、巖原藩二十二ヶ村元幕府領」とあり、「宇佐郡・日田県六十二ヶ村内十一ヶ村元時枝領巖原藩八ヶ村元幕府領」とある。これによると、秣三村は宇佐郡の元時枝領とともに日田県に属したまま小倉県に合併されたと考えられ、また宇佐郡関係の巖原藩は七ヶ村でなく、八ヶ村となっている。

なお巖原藩の役所は、耶馬溪町（下郷）宮園の朝吹庄屋宅に置かれた。（町史）

これらの巖原藩領のその後の変遷は次の通り。

- (1) 大分県下に巖原藩の存続した期間 明治三、四、二二～明治四、七、一三
- (2) 大分県下に巖原県の存続した期間 明治四、七、一四（廃藩置県）～明治四、九、三
- (3) 大分県下に伊万里県の存続した期間 明治四、九、四（巖原県は伊万里県に合併）～明治四、一一、一三
- (4) 小倉県合併期間（宇佐、下毛郡） 明治四、一一、一四～明治九、四、一七
- (5) 福岡県合併期間（宇佐、下毛郡） 明治九、四、一八～明治九、八、二〇
- (6) 宇佐、下毛郡大分県となる 明治九、八、二一

（以上一文政天保国郡全国並大名武鑑）「大分県統計書付録本県管轄地の沿革」による。

最後にこの換地のことを記した長崎県史藩政の記事は、長崎県立図書館蔵の「巖ヶ原藩史稿」によることが判明した。その要点は次の通りである。

明治二年九月十八日の所に「巖原藩其藩儀従来用途不足二付、旧藩中年々現米三万石宛渡来候所、今般御詮議之趣有之、豊後国玖珠郡直入郡国東郡豊前国宇佐郡高三万五千九拾石之余之地所ニ振替、其藩管轄被仰付候事、但鄉村高帳之儀ハ追テ御沙汰有之候事 九月 太政官」と次いで「巖原藩 其藩管轄地下野国安蘇郡都賀郡四千二百二石之余上地被仰付、代地豊後国玖珠郡之内高四千二百二石之余管轄被仰付候事 但鄉村帳之儀ハ追テ御沙汰可有之事 太政官」とある。この明治二年の玖珠郡、直入郡、国東郡、宇佐郡に相当するものが大分県内にこれまで見当らぬことから、令だけで実行されなかったのではないかと考えられる。

翌明治三年正月十九日の所に、前年与えられた三万五千八百八十九石之余のかわりとして「豊前国下毛郡廿七ヶ村一万一千三百七十石余、同宇佐郡八ヶ村四千二百二石・筑前国怡土郡四千四百五十四石余、肥前国松浦郡高一万五千八百二十二石余計三万五千八百五十石余を日田県から請取った旨を弁官エ上申」の記事があり、其外六月廿八日の所に「太政官令 豊前国四日市村ヲ高家村ニ振替シム」とある。

なお「巖原藩出張所・・・豊前国跡田 本藩ヲ去ル事九十四里余 肥前田代ヨリ跡田迄二十三里余」とある。以上の事から時枝領林三村が巖原藩管轄となった事実はないと断定してよいように思われる。

また正式の出張所は耶馬溪町（下郷）宮園でなく、本耶馬溪町（上津）跡田と考えられる。

耶馬溪町宮園の雲八幡には、下毛郡もと幕領の廿一ヶ村が巖原藩領であった明治三年巖原藩宮園役所（朝吹泰蔵宅）詰の役人四名が首唱して、藩知事宗 重正が、俵 貞升をして寄進せしめた一大巨石手洗鉢がある。藩知事は五月に新領を巡視している。銘に曰く「石盤之水 君沢共深 人和年穰 神實照臨 千古無涸 浴斯民心」とある。（耶馬溪町史P七八一）

参考例1 小倉小笠原領小祝（高浜）と東土佐井との交換

例14の所で既出したが、中津奥平領の關係で参考例とした。吉富町史P七一に論所一件として「寛文のころ（一六六一—一六七三）小笠原長勝の時に、中津領（上毛郡友枝）東土佐井村高五十石と小倉領（上毛郡吉富）小祝（高浜）高五十石とを交換した。貞享のころ（一六八四—一六八八）小笠原長胤の時に御替戻した。」とある。

なお東土佐井村は中津領で西土佐井村は小倉領で高六八〇石であったが、境界線が交錯した例でもあった。

参考例2 佐伯毛利藩の御分知からの幕領の交換問題

御分知資料で発表したように、毛利高政は弟森吉安に慶長六年佐伯入封とともに堅田・床木の地に二千石の分知を与えた。二代高成急死の継嗣問題で吉安は分知領を幕府に上知して、給米取となった。そのため佐伯領の中に幕領があることになり種々の問題を生じた。佐伯八代高標が集めた佐伯文庫八万冊のうち、十代高翰は二〇、七五八冊を幕府に献上した。その目的は佐伯郷土史P一四四に「佐伯領の辺境の地と天領を交換して一円知行としようとした」ものとある。実現はしなかったが換地希望は明らかである。

参考例3 岡領（三重町新田）高寺村と臼杵領（三重町百枝）向野（むこうの）村は換地されたという想像説

三重町の郷土史家故土生米作氏が生前「記録はないが、何等かの理由で両藩で交換したものであろう」と想像されていたとのことである。（芦刈政治氏談）

高寺村は旧新田村の山中に一村だけ飛地として存在する岡領で、三重町誌沿革篇によると、行政的には岡領伏野組（中津牟礼村一〇二石余、大牟礼村二八石余、高寺村二三二石）に属した。その關係か高寺村には竹田方言が明らかに残っているという。向野村は大野川左岸唯一の臼杵領の村である。三重郷百枝組七ヶ村に属しその高は二七四石余であった。土生氏によると大

野川水運開拓の岡藩の計画は、大野川の兩岸を向野で臼杵藩が領有していること（丸川と称す）が常に妨げとなって藩政時代には遂に実現せず、明治新政をまって岩戸までの通航が行われた。

これらの飛地所領をもつ効能は何であろうか。一揆、流行病等の情報集めの橋頭堡となることが考えられるし、犯罪者の逃げこみに悪用されたことなどもあったであろう。

なお、中川史料集P一四九一―一五〇に「慶長五年石垣原の戦の後、中川氏は西軍に應じた疑をもって家康公不機嫌……中川公九月二十八日臼杵へ御出馬。……臼杵領向野村神品の瀬御越し、……」とあり、慶長五年（稲葉氏入封は翌六年）既に向野は臼杵領であったことが明らかであるから、もし換地があったとすれば、これ以前ということになる。

唐橋世済の豊後国志卷之九「大野郡」では向野村は千歳、犬飼地区と同じ井田郷となっている。明治初年の向野は大野郡第十七小区で、柴原と同一区画、明治二十二年の町村制で百枝村に入り現在三重町である。

後考例4 立石馬上金山と天領別府との交換話

「馬上金山史」「速見郡史」「大分合同の大分の歴史八巻P三五五」等によると、次の通りである。

寛永六年山香鶴成金山が日出藩初代木下延俊によって開かれ、一時盛んな鉾山町が発達して、その連上が日出藩財政を潤した。また馬上金山については「正保二年立石の分知主木下延由は金銀に対して連上を徴し、封地五千石に拘わらず藩倉富み……」と記されている。経営者は次々に変ったが、元禄から享保頃が最盛で人口は五千にも達した。金山の繁栄が江戸に知られ、幕府は直轄領にするため天領別府との交換を持ちこんだ。藩の家老は「鉾脈尽きたり」と称して難を逃れたという。

馬上金山はその後も盛衰を続け経営者も変ったが、成清博愛が大正五〇八年に富鉾を掘り当て日本一の金山となり、一億四千万の純益をあげたことがあったが、今は廢山して「金山」の地名のみ残っている。銘酒「的山」はその記念の名。

三 まとめ

幕藩体制下で大名領地は、將軍の朱印状をもって、大名の継封ごとに改めて賜与された。原則として父子相伝を許すが、子孫、兄弟に分知する時も幕府の許可を要し、分知領は原則として天領となり、本質的には宗藩の管轄を離れるはずである。ここでとりあげた大分県下の領地の換地においても、当然幕府に届け出てその了解を得て行われたものである。

。参考資料 続徳川実紀第三編温恭院殿（家定）嘉永六年十月九日の頃に、「一万石以上以下、領分知行村替之儀、御用ニ付公儀ヨリ仰付ケラレ候ハバ格別、願ニ依ツテ引換下サルベキ筋ニハ之無キ所、近來荒地損毛其外勝手難渋ノ故ヲ以テ村替相願候向モ少カラズ候。・・・衰微候郡村ヲ以テ引替之儀相願候ハ、如何ナル儀ニ有之ヤ。・・・尚又面々ノ願ニ任 相應ノ土地ヲ以テ宜シカラザル郡村ニ取引替候ハ、際限モ之無ク、容易ナラザル事ニ候條、向後村替之儀願申立候ハ、差控申サルベク候。・・・」とある。これによると村替＝換地は領主知行主が幕府に願ひ出て許可を得て行われたと考えられる。然し換地願が多く聞き届けられると、土地管理が等閑になり勝ちとして、此時禁令が示されたものである。

以上本項で所領交換の例十六と参考例四を紹介したが、これを通じて大観し、次のようにまとめてみた。

(一) 換地はどうして起ったか

1 幕府の必要による換地

「1」 関ヶ原役の論功行賞の結果、収封されて当然のものを寛恕され、活躍の舞台であった瀬戸内から豊後の奥地森に左遷された。

「2」 松平忠直 豊後配流に伴う警備担当の必要から、外様大名の岡藩の港を萩原から三佐へ換地した。

2 大名の強い希望によるもの

「4」 「6」 加藤清正は天草の領有を返上し、豊後国に肥後領の替地を希望して賜った。

〔5〕 稲葉典通、旧領地の六千石分を豊後国で下賜を願出づ。

〔7〕 稲葉貞通は、津久見地区青江の良港警固屋を希望し、佐伯領と換地した。

〔8〕 木下延俊は日出城構築のため、青柳村の森藩領飛地を換地した。

〔14〕 中津奥平氏は多大の犠牲と長年月を費して、中津城に近い小倉領小祝島と高浜港を換地により入手した。

なお、この換地実現のため肥後細川氏の斡施を依頼している。

3 明治新政府による換地

〔15〕 大分県内の旧延岡藩飛地領と日向国内の旧天領との交換 明治二、二、二二

〔16〕 巖原藩の下野国内飛地と豊前国宇佐郡下毛郡のうちの旧天領新日田県のうちとの交換 明治三、四、二二

〔二〕 換地の高についての考察

1 初期中期の例中で高にこだわらない換地

〔4〕 白杵藩は肥後領へ七、五四一石余、佐伯領へ津久見（赤河内）・床木四六四石余、保戸島無高の約八千石を手放し、戸次十九ヶ村約六千石を与えられた。

〔5〕 加藤清正は天草（約四、二万石）の領有を返上し、豊後国直入郡、海部郡のうちにおいて二〇、一〇八石余を換地として与えられた。熊本県の歴史（山川）P二〇〇によると「天草の石高四、二万石（寺沢検地）は高すぎるとして万治二年（一六六〇）年以後半減して二万一千石となったので、清正の替地は高にこだわらないとは表

向きで、実質は略同等額であったことになる。

〔7〕 新白杵領警固屋村六九石余に対し、新毛利領は鬼丸村の内九石余でその他は高無村であった。

〔9〕 新日出領八代村二〇九石余と新杵築領山中村五四石余が換地された。

〔11〕 岡領大分河口の四六二石五升を召上げられ、三佐村（一五二石余）海原村（一〇八石余）とが交換された。

〔12〕 安心院地区で中津奥平領三ヶ村九〇三石余と新天領三ヶ村七二一石余が交換された。

2 石高を同等にした換地例

〔1〕 久留島藩伊豫と豊後一万四千石の換地

〔5〕 稲葉典通、濃尾の代地として豊後国大分郡に六千石を賜う。

〔参考例一〕 小倉領小祝高浜五十石と中津領東土佐井村五十石とを寛文年間に交換。貞享年間御替戻し。

〔14〕 中津領直江、土屋、別府三村二五二石二五〇六と小倉小祝村高浜村二五〇石二八五〇との交換で中津冠高一石九六五六であった。慶應三年十一月にやっと成立した。

〔16〕 明治三年新政府になっての巖原藩の換地例は下野国内飛地の石高四、二〇二石余であるが、県下に設けられた巖原藩替地となった旧天領宇佐郡七ヶ村計四、二〇二石余はちょうど合う。

3 明治新政府になっての石高にこだわらず地域まとめのための換地

〔15〕 明治二、二、二二、大分県下の延岡藩飛地八四ヶ村二万六百余石を日田県に、日向国内の旧天領をまとめた日田県所属の二九ヶ村三万六千余石を延岡藩にと換地された。

()
大分県総務部総務課大分県史編集嘱託